

『C-Book 民事訴訟法Ⅱ 第5版』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2017年3月7日現在

頁	場所	誤	正	更新日
490	上から9行目	る月額33万円を超える部分の金額は全額が差押禁止です（民執152）。	る額（月額33万円）に相当する部分の金額は全額が差押禁止です（民執152）。	2017.02.22
292	2(a)の表題	自白、請求の放棄・認識、訴訟上の和解	自白、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解	2014.01.18
232	上から12行目	牽連関係場合を除外する	牽連関係のない場合を除外する	2013.06.23
503	7～8行目	以下の項目を挿入	<p>2 仮処分</p> <p>(1) 係争物に関する仮処分（民保23I）</p> <p>金銭債権以外の特定物の給付請求権（物の引渡請求権・明渡請求権、移転登記手続請求権等）の執行を保全するため、その物の現状を維持しておく手続である。</p> <p>民事保全法が規定する仮処分の例としては以下のものがある。</p>	2013.02.05
80	下から5行目	本人又はその代理人の署名又は押印がある真正に成立したものと推定する（228IV）。	本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する（228IV）。	2013.02.03
85	下から22行目	(d) 文書の成立に対する認否の効果	(f) 文書の成立に対する認否の効果	2013.02.03

176	下から 15 行目	……抗告を理由ありと認めれば原 判決 を取消し、変更することができるかとされ… …	……抗告を理由ありと認めれば原 裁判 を取消し、変更することができるかとされ… …	2013. 02. 03
215	下から 15 行目	けだし、訴訟外において ? 相殺の意思表示が……	けだし、訴訟外において相殺の意思表示が……	2013. 02. 03
256	下から 16 行目	2 前訴の基準 事 後の事由につき、……	2 前訴の基準 時 後の事由につき、……	2013. 02. 03
323	第 10 問の 解答欄	空白	○大判昭 15. 4. 9	2013. 02. 03
139	14～16 行目	②訴訟行為説は 既判力否定説 に結びつきやすく、①私法行為説・③併合説・④両性説は 既判力肯定説 ないし制限的既判力説に結びつきやすいとされていました。	②訴訟行為説は 既判力肯定説 に結びつきやすく、①私法行為説・③併合説・④両性説は 既判力否定説 ないし制限的既判力説に結びつきやすいとされていました。	2013. 01. 14